

五戸町/新郷村モビリティ人材育成事業推進業務 公募型プロポーザル実施要綱

五戸町は、五戸町/新郷村モビリティ人材育成事業推進業務を委託するにあたり、業務全般に関して最も適正な企画力、技術力、実績を持った事業者を選定するため、次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

1 業務の目的

五戸町では、立地適正化計画に基づき進めている都市機能誘導区域等の設定や中心市街地まちづくり基本構想の策定に関連した公共交通の具体的検討が不十分であるほか、学校統廃合等に伴う新たな交通需要も十分に検討できていない。また、隣接する新郷村では、五戸町の中心市街地に商業ニーズの一部を求めているが、町村間を結ぶ効率的な交通手段が発達していない。これらの地域課題に対応した交通施策の具体化に向けて必要となるデータ分析能力、企画立案能力、実践的な交通デザイン能力、オンデマンド交通等の導入・運用能力、地域関係者との合意形成能力を持った人材を地域内で育成することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

五戸町/新郷村モビリティ人材育成事業推進業務

(2) 業務内容

別添「五戸町/新郷村モビリティ人材育成事業推進業務仕様書」のとおり
※契約時における仕様は、選定された受託候補者の企画提案内容等に応じて変更することがある。

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年2月6日（金）まで

3 委託限度額

21,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額は、見積徴取に係る予定価格を示すものではない。

※上記委託料には講師謝金及び講師旅費も含むこととするが、それらについては町から講師に直接支出することとして、契約時に委託料から除く可能性がある。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと
- (4) 国又は地方自治体から入札指名停止処分を受けていない者であること

- (5) 五戸町暴力団排除措置要綱（平成 24 年五戸町告示第 47 号）による排除措置を受けていない者であること
- (6) 国税及び五戸町税を滞納していない者であること
- (7) 「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム会員であること
- (8) 過去 2 年間（令和 5 年 4 月から令和 7 年 3 月まで）、地方自治体の「モビリティ人材育成事業」支援等業務を受託し、完遂した実績を 3 件以上有すること
- (9) 過去 2 年間（令和 5 年 4 月から令和 7 年 3 月まで）、A I オンデマンド交通又は公共ライドシェアを導入した実績を 2 件以上有すること

5 公募スケジュール（予定）

項目	日時
(1) 公募開始	令和 7 年 6 月 19 日（木）
(2) 質問受付期限	令和 7 年 6 月 25 日（水）17 時
(3) 質問回答日	令和 7 年 6 月 27 日（金）
(4) 参加申込期限	令和 7 年 6 月 30 日（月）17 時
(5) 企画提案書提出期限	令和 7 年 7 月 9 日（水）17 時必着
(6) 一次審査結果通知	令和 7 年 7 月 10 日（木）
(7) 二次審査 （プレゼンテーション）	令和 7 年 7 月 15 日（火）予定
(8) 二次審査結果通知	令和 7 年 7 月 17 日（木）予定

6 質問受付及び回答

本プロポーザルに関する質問受付及び回答は以下による。

- (1) 質問受付期限
令和 7 年 6 月 25 日（水）17 時
- (2) 提出書類
質問票（様式第 1 号）
- (3) 提出方法
「14 問合せ及び書類提出先」あて電子メールで送付すること。
※件名を「【申込者名】_モビリティ質問」とすること。
- (4) 質問に対する回答
質問者を特定できないよう加工し、令和 7 年 6 月 27 日（金）までに五戸町ホームページに随時掲載する。
- (5) 注意事項
 - ・口頭、電話等上記以外の方法による質問は受け付けない。
ただし、質問趣旨の確認を電話で行う場合がある。
 - ・質問内容は、実施要綱に関することに限る。審査に関することや他の提案者の状況、その他本業務の実施に必要な質問には回答しない。
 - ・回答の内容は、本実施要綱及び仕様書の修正とみなす。

7 参加申込及び辞退

本プロポーザルへの参加希望者は、以下により参加申込書等を提出するものとする。

- (1) 参加申込期限
令和7年6月30日(月)17時
- (2) 提出書類 各1部
 - ①参加申込書(様式第2号)
 - ②代理人を定める場合は委任状(様式第3号)
 - ③履歴事項全部証明書(写し可、提出日時点で発行から3か月以内のもの)
 - ④業務実績書(様式第4号-1、様式第4号-2)
 - ⑤暴力団排除に関する誓約書(様式第5号)
 - ⑥国税の納税証明書(写し可、提出日時点で発行から3か月以内のもの)
 - ⑦町税の納税証明書(写し可、提出日時点で発行から3か月以内のもの)五戸町から課税されていない場合は、非課税証明書とする。
- (3) 提出方法
「14 問合せ及び書類提出先」あて電子メール、持参又は郵送とすること。
※電子メールの場合、件名を「【申込者名】_モビリティ応募」とすること。
※郵送の場合、簡易書留等の配送記録が残る方法に限る。
- (4) 参加申込に係る留意事項
 - ・参加申込書の提出後、参加を辞退するときは、辞退届(様式第6号)を令和7年7月9日(水)までに参加申込と同様の方法で提出すること。
 - ・参加申込がない者の提案書提出及びプレゼンテーション参加は認めない。
 - ・町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

8 企画提案書の提出

- (1) 提出期限
令和7年7月9日(水)17時必着
- (2) 提出方法
「14 問合せ及び書類提出先」あて郵送又は持参により提出すること。
※郵送の場合、簡易書留等の配送記録が残る方法に限る。
- (3) 提出書類
 - ①会社概要書類(任意様式)
経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等がわかるもの(パンフレット等既成の資料でも可)。
 - ②企画提案書(任意様式)
 - ・表紙に五戸町/新郷村モビリティ人材育成事業推進業務企画提案書と記載すること。
 - ・文字サイズは10.5ポイント以上とすること。
 - ・仕様書に記載された業務内容の進め方や、そのスケジュール等について詳細を記載すること。企画提案書に盛り込む項目については、10(4)審査基準の評価項目を参考とすること。
 - ・ページ数は問わない。
 - ③業務執行体制(様式第7号)
 - ④参考見積書(任意様式)
以下が記載され、会社印又は代表者印が押印されていること。
※押印省略する場合は「押印省略」と明記すること。

- ・発行日
 - ・宛名：五戸町長
 - ・発行者名：参加申込を支社等に委任した場合は、当該受任者の氏名
 - ・業務名：五戸町／新郷村モビリティ人材育成事業推進業務
 - ・見積金額：税抜金額、消費税、税込金額
 - ・金額内訳：明細、単価、数量等 ※「一式」は不可
- 外部講師等の謝金及び旅費については以下のとおりとすること。

謝金

- ・謝金対象者（肩書、専門知見等）に対する単価×謝金対象となる想定時間による積算であること。
- ・国土交通省の謝金支払基準（以下URL参照）に従うこと。
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/4722ea5e-a3da-4874-8ca1-93eb8f82545b/75c902b7/20250401_resources_resources_honorarium_guideline_02.pdf

旅費

- ・往復行程金額と出張人数等による積算であること。
- ・運賃等の他に設備への付加料金を必要とするもの（航空機の上位クラス、JR線のグリーン車等）は含めないこと。

- ・支払い条件：銀行振込
- ・見積書有効期限
- ・担当者連絡先

(4) 提出時の留意事項

- ・正本1部、副本6部提出。
- ・提出書類はA4判片面印刷（縦・横の向きは不問）横書きとし、1部ずつクリップ留めをすること。A3版の資料は折り込んでA4判にすること。
- ・会社概要書類としてパンフレット等を提出する場合は、クリップ留めせずに7部提出して構わない。
- ・提出期限後の提出書類の差替え等は、特段の事情がない限り原則認めない。

9 一次審査（書類審査）

要件を満たす企画提案が5者以上から提出された場合は、提出書類を事務局が審査する一次審査を実施する。

なお、4者以内の場合は一次審査は行わず、その旨を別途通知する。

(1) 審査方法

10（4）審査基準により採点し、評価点合計の上位4者を一次審査通過者として選定する。合計点数が同数の場合は、審査項目のうち、事業実績の点数が高い者を選定する。

なお、一次審査は、二次審査の参加者を選定するために事務局が実施するものであり、その結果は二次審査には反映されない。

(2) 審査結果通知

審査結果は、全ての参加申込者に電子メールで通知し、審査に関する異議等は受け付けない。

10 二次審査（プレゼンテーション）

(1) 審査実施日時及び会場

実施日時：令和7年7月15日（火）

審査会場：五戸町役場 3階 第3委員会室

備考：確定日時及び場所等については、令和7年7月3日（木）※までに別途電子メールにて連絡する。

※一次審査を行う場合は、その結果を踏まえて令和7年7月10日（木）に改めて連絡する。

(2) 実施方法

- ・1者につき30分程度（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）とする。準備、片付けの時間は別途各5分とする。
- ・プレゼンテーションは事前に提出された企画提案書により行うこととし、企画提案書の内容変更、資料の追加は認めない。
- ・出席者は3名以内とし、本業務に直接的に携わる者が主で説明を行うこと。
- ・スクリーン、プロジェクター及びHDMIケーブルは町で用意するが、その他パソコン等は各自準備すること。自前のプロジェクター等を使用することを妨げるものではない。プロジェクター機器等について疑義がある場合は事前に問い合わせること。
- ・プレゼンテーションは非公開とする。

(3) 審査方法

①審査方法

一次審査で選定された提案者の企画提案書及びプレゼンテーションの内容をもとに、選定委員会が（4）審査基準により採点し、委員全員の合計評価点の合計が最も高かった提案者を委託契約の優先交渉権者とする。

ただし、委員の合計評価点の平均が60点未満であった場合は、優先交渉権者とせず、改めてプロポーザルを実施することとする。

②同点となった場合の取扱い

合計評価点の合計が最も高かった者が2者以上となった場合は、参考見積額の低い方を優先交渉権者とする。

(4) 審査基準

No	審査項目	評価項目	配点
1	業務実績	過去2年間、地方自治体における「モビリティ人材育成事業」支援等業務を受託し、完遂した実績が複数あるか。	10点 ※実績×2点
		過去2年間、AIオンデマンド交通又は公共ライドシェアを導入した実績が複数あるか。	5点 ※実績×1点
2	実施体制	同種業務の経験がある管理責任者、担当者が配置されているか。	5点
		打合せや問合せに的確・迅速に対応し、確実に業務を遂行する体制を備えているか。	10点
3	提案内容	セミナー・ワークショップ等の方針、内容、手法、場所、スケジュール等について具体的に提案されているか。	20点
		当町の地域性を考慮した内容であるか。	10点
		本事業を通じて、仕様書に記載のスキルを持つ人材の育成が期待されるか。	15点
4	実施スケジュール	実施スケジュールは現実的で、かつ、柔軟な調整が可能なものであるか。	10点
5	プロジェクトマネジメント	本業務の背景、趣旨等を的確に理解し、その目的達成のための的確なプロセスが示されているか。	10点
6	見積額	提案内容に鑑み、妥当かつ経済的な見積金額であるか。	5点
合計評価点			100点

(5) 審査結果の通知

令和7年7月17日(木)までに、二次審査への参加者全てに審査結果を通知する。

11 企画提案の無効(失格事項)

次のいずれかに該当する場合は、その参加者を失格とする。

- (1) 「4 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 参考見積額が委託費の上限額を超えている場合
- (4) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、委員会が失格と認めた場合
- (5) 契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

12 契約の締結等

審査結果通知後、町と優先交渉権者は、契約締結に向けた協議を開始する。

原則、企画提案書の内容を委託契約の仕様に反映するが、本業務の目的達成のため等必要がある場合は、協議により項目の追加、変更又は削除を行う場合がある。

委託契約の仕様を決定し、最終見積書の提出を受けて契約を締結するものとする。ただし、優先交渉権者との協議が整わない場合は、二次審査で次点となった提案者を優先交渉権者として協議を行うものとする。

また、契約を締結したときは、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付する必要がある。ただし、五戸町財務規則（平成16年規則第44号）第146条各号の規定に該当する場合には免除する。

13 その他留意事項

- (1) 企画提案に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 著作権等には十分注意した上で提案すること。万一これらに係る紛争等が発生した場合は、提案参加者の責任において解決すること。
- (4) 提出書類の著作権は提案者に帰属するものとし、提出された企画提案書等は優先交渉権者の選定にのみ使用する。ただし、優先交渉権者の選定を行うために必要範囲において、複製を作成することがあるほか、五戸町情報公開条例（平成14年条例第26号）に基づき開示請求を受けた場合、原則として開示する。
- (5) 町は、天災地変その他やむを得ない事由により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、延期又は取り止める場合がある。この場合において生じた損害は、参加者の負担とする。
- (6) 提案参加者が1者の場合でも本プロポーザルは成立し、1者について審査した上で適当と認めた場合は、優先交渉権者に選定する。
- (7) 審査結果に対する異議は一切受け付けない。
- (8) 本事業は、国土交通省「令和7年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト（モビリティ人材育成事業）」の補助金を活用する予定である。そのため、当該補助金の交付決定等の状況に応じ、本事業及びプロポーザルの内容や金額等を変更等する場合がある。

14 問合せ及び書類提出先

五戸町 総合政策課 政策推進室

〒039-1513 青森県三戸郡五戸町字古館 21-1

メールアドレス seisaku@town.gonohe.aomori.jp

電話 0178-62-7974（直通）